

十勝環境複合事務組合議会運営に関する規則

昭和59年4月1日
議会規則 第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝環境複合事務組合議会（以下「議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(議会の公印)

第2条 議会の公印は、別表1のとおりとする。

(準用規定)

第3条 議会の会議規則及び傍聴規則については、帯広市議会の次の規則を準用する。

- (1) 帯広市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）
- (2) 帯広市議会傍聴規則（昭和44年議会規則第2号）

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月1日）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年5月29日）

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

	公印の名称	形状	寸法(ミリメートル)	個数	保管場所
1	十勝環境複合事務組合議会之印	正方形	30	1	総務課
2	十勝環境複合事務組合議会議長之印	〃	20	1	総務課
3	十勝環境複合事務組合議会副議長之印	〃	20	1	総務課
4	十勝環境複合事務組合議会委員長之印	〃	18	1	総務課
5	十勝環境複合事務組合議会事務局之印	〃	20	1	総務課
6	十勝環境複合事務組合議会事務局長之印	〃	18	1	総務課